

SUT（供給・使用表）作成における インボイス情報活用に関する海外調査研究 （概要）

令和2年10月

内閣府経済社会総合研究所

◆ 研究背景・目的

- 内閣府では、令和7年産業連関表（以下「I O」という。）の供給・使用表（以下「S U T」という。）体系への移行に向け、国民経済計算（以下「S N A」という。）の基準年次における経済活動別付加価値等の直接推計による「基準年S U T」の推計、及びこれを直接補間・延長した「中間年S U T」の推計に向けた検討を行っている。
- 欧州を中心とした諸外国では、付加価値税（以下「V A T」という。）の申告に用いられるインボイス情報を用いたS U Tの推計を行っているとされており、インボイス制度が導入される我が国においても、S N Aの推計にあたって、これら情報の利活用に向けた検討を進める必要がある。
- このため、本調査研究では、有識者による研究検討会を開催するとともに、各国統計担当者へのヒアリングを行うことで、諸外国におけるS U T推計へのインボイス情報の活用方法について調査を行った。

【研究検討会（開催概要）】

- 研究会名：S U T（供給・使用表）作成におけるインボイス情報活用に関する海外調査研究に関する研究検討会
- 構 成 員：赤木茅（千葉商科大学基盤教育機構助教）、櫻本健（立教大学経済学部准教授）、田原慎二（千葉商科大学商経学部専任講師）、萩野覚（福山大学経済学部教授）、溝口史子（デロイトトーマツ税理士法人 パートナー／間接税サービス部門長）（順不同、敬称略）
- 開催実績：全6回（2019（令和元）年9月11日、10月4日、11月1日、22日、2020（令和2）年1月27日、2月17日）

II. ヒアリング結果（概要）

- インボイス制度を導入する諸外国のうち、以下に掲げる4か国（フランス・デンマーク・エストニア・オーストラリア）の統計部局（SNA推計担当者）へのヒアリング調査を実施。
- ヒアリングの結果、行政記録情報の電子化を前提として、税務当局から統計部局へ何らかのVATデータが提供されていることがわかった。また、
 - ① ヒアリング対象国では、いずれも、企業番号により、ビジネスレジスターとVATデータの紐づけが行われており、両者の整合性の確認を行っている例が多いものの、
 - ② SUTの推計に際しては、取引記録等のインボイス情報を直接用いている例はみられなかった。課税売上高や付加価値税額等のVATデータに限ったとしても、インボイス情報の集計手法や他の統計調査の利用可能性等から、当該国の状況に応じて、利用実態に大きく差異があることが分かった。

	フランス	デンマーク	エストニア	オーストラリア
データ連携	◎	◎	◎	○
統計への利用	◎	◎	○	△
SUTへの利用	○	○	△	×
(参考) ICT	内部開発	内部開発	内部開発	内部開発

II-1. ヒアリング結果（フランス）

項目	概要	
データ連携	◎	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 月次でデータの提供がされており、個票は該当月の35日後に電子媒体で共有され、集計値は税込及び還付の項目がメールで提供される。 ▶ 税務データの利用は統計法等により保証されている（利用に制約はない。）。
提供データ	—	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 税率毎（フランスは複数税率を導入しており、詳細は参考1を参照）の税抜売上額、税額、控除のデータが提供される。 ▶ なお、企業は月次でVAT申告書を税務当局に提供することとされている（ただし、小企業は四半期ないし年次の提供も可能。）
統計への利用	◎	<ul style="list-style-type: none"> ▶ SIRETと呼ばれる企業番号を通じてビジネスレジスターとVAT申告書の個票が紐づいている（これにより、ビジネスレジスターとVATデータの整合性を確認している。）。 ▶ ビジネスレジスターから提供される情報により、個票データを商品別に集計し、統計作成に利用している。
SUTへの利用	○	<ul style="list-style-type: none"> ▶ VATデータは速報性に優れていることから、四半期GDP推計等に用いている。 ▶ 生産アプローチでは産出額の基礎データとして、支出アプローチでは投資や消費の一部の推計時にVATデータを用いている。 ▶ VAT申告書は基本価格ベースの申告とされており、当該データを直接用いてSUTの推計を行っている。
理論税込との乖離の修正 修正申告への対応	× △	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 理論的VAT税込は実際のVAT税込と乖離があるが、この要因にはVAT fraud（脱税）や統計上の誤差脱漏もあるため、供給表の推計には、理論的VAT税込を推計に用いる（ただし、財政の収入としてのVATは実際のVAT税込を記録している。）。 ▶ 税務データに修正がある場合には、四半期・年次ともに適宜改訂して対応を行っている。
(参考) ICT	内部開発	<ul style="list-style-type: none"> ▶ SNAの推計システムは内部で開発を行っている。 ▶ IT担当と統計担当が共同し、システムデザイン等を行っている。

II-2. ヒアリング結果（デンマーク）

項目	概要	
データ連携	◎	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 月次でデータの提供がされており、個票は該当月の26日後に電子媒体で共有され、集計値は税収見積額の項目が電子媒体で提供される。 ▶ 税務データの利用は統計法等により保証されている（利用に制約はない。）。
提供データ	—	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 税額が提供されており、税率は25%で統一されていることから（参考1を参照）、売上額は税額を割り戻して把握している。 ▶ なお、企業は企業規模に応じて、月次、四半期、半年毎に税額を計算し、税務当局に申告書を提出することとされている。
統計への利用	◎	<ul style="list-style-type: none"> ▶ CVRと呼ばれる企業番号を通じてビジネスレジスターとVAT申告書の個票が紐づいている（これにより、ビジネスレジスターとVATデータの整合性を確認している。）。 ▶ VAT個票データにより企業プロフィールをアップデートしており、構造企業統計の基礎データのうち、15%がVATデータとなっている。
SUTへの利用	○	<ul style="list-style-type: none"> ▶ VATデータは速報性に優れていることから、四半期GDP推計等に用いている。 ▶ 生産アプローチでは産出額の基礎データとして、支出アプローチでは投資の一部や消費の44%でVATデータを用いている。 ▶ VAT申告書は税額の申告とされており、当該データを税率を用いて割り戻すことで、基本価格の推計を行っている。
理論税収との乖離の修正 修正申告への対応	○ ○	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 理論的VAT税収は実際のVAT税収と乖離があり、例えば、理論的VAT税率（24.54%）を用いて推計を行うことで、補正を試みている。またSUTのVAT合計額については、実際のVAT税収総額を用いて推計を行っている。 ▶ 税務データに修正がある場合には、四半期・年次ともに適宜改訂して対応を行っている。
(参考) ICT	内部開発	<ul style="list-style-type: none"> ▶ SNAの推計システムは内部で開発を行っている。 ▶ IT担当と統計担当が共同し、システムデザイン等を行っている。 ▶ ミクロデータの利用環境は、リモートアクセス・オンサイトサービスの両者を必要に応じて使い分けている。

II-3. ヒアリング結果（エストニア）

項目	概要	
データ連携	◎	<ul style="list-style-type: none"> ▶ V A Tデータにフルアクセス可能であるが、税務当局の詳細レポートから毎月情報を取得している。
提供データ	—	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 税務当局の保有するデータは直接利用可能であり、申告情報をすべて保有している（例えば、企業番号、取引先情報、取引日時、取引総量、総課税額等）。 ▶ なお、一定以上の収入がある全企業は翌月20日までの申告が求められている。
統計への利用	○	<ul style="list-style-type: none"> ▶ Register Codeと呼ばれる企業番号を通じてビジネスレジスターとV A Tデータが紐づいており、相互に参照可能（ビジネスサーベイの整合性を確保するために利用しているが、直接的に利用はしていない。）。
S U Tへの利用	△	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 生産アプローチのトレンド把握にのみ用いており、直接推計には用いていない。 ▶ ただし、政府統計全般含め、V A Tデータの利用については研究中であり、今後利用が拡大していく予定。
理論税収との乖離の修正 修正申告への対応	○ ×	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 理論的V A T税収と実際のV A T税収には原則として乖離は存在しえないが（エストニアでは、発行・受け手の双方がインボイス提出を義務付けられており、両者を突合することで偽造の検査が行われている。）、相違があった場合には、サプライサイドの特定のアクティビティにおける産出額に転換している。 ▶ 直接利用していないため、特段対応していない。
(参考) I C T	内部開発	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 将来的にアウトソースする可能性もあるが、現時点では、内部で開発を行っている。

II-4. ヒアリング結果（オーストラリア）

項目	概要	
データ連携	○	<ul style="list-style-type: none"> ▶ VATデータは四半期及び年次ベースで提供されており、企業番号にかかる情報は月次で企業レジスター部署に提要されている。
提供データ	—	<ul style="list-style-type: none"> ▶ VAT税込総額の1項目のみが提供されている。 ▶ なお、企業は企業規模に応じて、月次、四半期、年次毎に税額を計算し、税務当局に申告書を提出することとされている。
統計への利用	△	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ABNと呼ばれる企業番号を通じてビジネスレジスターとVAT申告書の個票が紐づいている（これにより、ビジネスレジスターとVATデータの整合性を確認している。）。
SUTへの利用	×	<ul style="list-style-type: none"> ▶ EASと呼ばれる年次の経済活動サーベイを中心に推計を行っており、VATデータはSUTにほぼ利用していない（生産物に係る税の推計には利用。）。 ▶ ただし、税務当局が作成する企業活動報告については、チェックデータとして用いている。
理論税収との乖離の修正 修正申告への対応	○ △	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 理論的VAT税収は実際のVAT税収と乖離があるが、この要因には家計消費の過大・過少推計等に起因するものと考えており、家計消費で吸収するよう補正している。 ▶ 税務データに修正がある場合には、直近（3年以内）であれば、バランシング時に修正を行い、長期にわたる場合には、長期遡及修正（おおむね5年毎）に修正する。
(参考) ICT	内部開発	<ul style="list-style-type: none"> ▶ SNAの推計システムは内部で開発を行っている。 ▶ IT担当と統計担当が共同し、システムデザイン等を行っている。 ▶ 重要な方法論の変更にあたっては、検討委員会（あくまで内部的なもの）を開催し決定する。また、IOのコンサルタントとして、シドニー大学教授を無報酬で招聘している。

(参考1) 各国の付加価値税制の概要

		EU指令	フランス	デンマーク	エストニア	オーストラリア	日本
名称	—	—	TVA (Taxe sur la valeur ajoutée)	MOMS (Merværdiafgift)	KM (Käibemaks)	GST (Goods and Services Tax)	消費税
導入年月	—	—	1954年4月	1967年7月	1991年	2000年7月	1989年4月
税率	標準税率	15%以上	20%	25%	20%	10%	10%
	軽減税率	原則として、5%以上で2段階まで導入可	10% ※ 旅客輸送、肥料、宿泊施設の利用、外食等 5.5% ※ 書籍、食料品、水道水、スポーツ観戦、映画等 2.1% ※ 新聞、雑誌、衣料品等	なし	9% ※ 書籍(教科書やワークブック含む)、定期刊行物、宿泊サービス、医薬品、指定された一部健康衛生製品、身体障害者用の医療機器等	なし	8% ※ 外食・ケータリング等を除く飲食物品、新聞
	ゼロ税率	細かく例外規定があり、規定に沿ってゼロ税率の適用可能	なし	少なくとも月1回以上刊行される新聞等	国際旅客輸送等	基本的な食料品、教育・保育・医療・介護・宗教関連、上下水道、貴金属、一部土地等	なし
非課税	社会政策上などの理由により、課税対象になじまないものを指定	規制市場での先物取引や公共に準拠する法人が行うサービス活動(行政サービス、教育、文化、スポーツ等)等	ショー・映画・劇場・スポーツ施設の使用や入場、医療・歯科治療、葬儀サービス等	医療・歯科治療等	金融商品や既存の住宅施設	土地の譲渡貸付、有価証券等の譲渡、社会保険医療の給付等、学校教育、住宅の貸付け等	

(備考) エム・アール・アイリサーチアソシエイツ作成資料(以下を用いて作成)を用いて内閣府にて作成。

EU指令: Council Directive 2006/112/EC of 28 November 2006 on the common system of value added tax
 フランス: DGFIP [Edgar FAURE] <<https://www.economie.gouv.fr/saef/edgar-faure>> (2020年2月26日閲覧)、DGFIP [Quels sont les taux de TVA en vigueur en France et dans l'Union européenne ?] <<https://www.economie.gouv.fr/cedef/taux-tva-france-et-union-europeenne>> (2020年2月26日閲覧)、DGFIP [Tout savoir sur la TVA] <<https://www.economie.gouv.fr/entreprises/tout-savoir-sur-tva>> (2020年2月26日閲覧)、
 デンマーク: Skat.dk [en juridiske vejledning 2019-2 D.A Moms (Væsentlige ændringer) D.A.9] <<https://skat.dk/skat.aspx?oid=1921136&chk=216359>> (2020年2月26日閲覧)、retsinformation.dk [Bekendtgørelse af lov om merværdiafgift (momsloven) , Kapitel 8] <<https://www.retsinformation.dk/Forms/R0710.aspx?id=180133#P34>> (2020年2月26日閲覧)
 エストニア: EESTI.EE [Value-added tax] <<https://www.eesti.ee/en/doing-business/taxes/valueadded-tax/#vatrelatedobligations2>> (2020年2月26日閲覧)、Riigi Teataja [Value-Added Tax Act, Passed 10.12.2003, RT I 2003, 82, 554 entry into force pursuant to § 50] <<https://www.riigiteataja.ee/en/eli/518122017005/consolide>> (2020年2月26日閲覧)
 オーストラリア: Australian Taxation Office [Goods and services tax (GST)] <[https://www.ato.gov.au/Business/Business-activity-statements-\(BAS\)/Goods-and-services-tax-\(GST\)/](https://www.ato.gov.au/Business/Business-activity-statements-(BAS)/Goods-and-services-tax-(GST)/)> (2020年2月26日閲覧)、Australian Taxation Office [GST-free sales] <[https://www.ato.gov.au/business/gst/when-to-charge-gst-\(and-when-not-to\)/gst-free-sales/](https://www.ato.gov.au/business/gst/when-to-charge-gst-(and-when-not-to)/gst-free-sales/)> (2020年2月26日閲覧)
 日本: 財務省HP [消費税に関する基本的な資料] <https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d04.htm> (2020年2月26日閲覧)

(参考2) 我が国の消費税制度

- 我が国の付加価値税である消費税は、1989（平成元）年4月に導入された後（税率：3%）、1997（平成9）年4月に5%、2014（平成26）年4月に8%と税率が変更されている。
- また、2019（令和元）年10月に税率が10%に変更、及び一部品目への軽減税率（8%）が導入されたことに合わせて、仕入れ税額控除にあたり、「適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）」への移行が進められている。

※ ただし、適格請求書等保存方式の導入は2023（令和5）年10月からとされており、それまでの間は「区分記載請求書保存方式」がとられている。

日本の消費税率の推移

	標準税率	うち地方消費税	軽減税率	うち地方消費税
1989（平成元）年4月	3%	—	—	—
1997（平成9）年4月	5%	1%	—	—
2014（平成26）年4月	8%	1.7%	—	—
2019（令和元）年10月	10%	2.2%	8%	1.76%

適格請求書保存方式への移行スケジュール

	令和元(2019)年10月	令和5(2023)年10月	令和8(2026)年10月	令和11(2029)年10月
	請求書等保存形式	区分記載請求書等保存方式	適格請求書等保存方式	
税額計算の方法	税込価格からの割戻し計算		<ul style="list-style-type: none"> 適格請求書の税額の積上げ計算 取引総額からの割戻し計算 のいずれか選択	
請求書等の発行義務	交付義務なし ※免税事業者も発行可能		適格請求書の発行義務あり ※免税事業者も発行不可	
仕入税額控除の要件	請求書等の保存 ※免税事業者からの仕入税額控除可能		適格請求書の保存 ※免税事業者からの仕入税額控除不可	
	買手が追記した区分記載請求書による仕入税額控除可能		免税事業者からの仕入れ税額控除の特例 80%控除 50%控除	
	中古品販売業者の消費者からの仕入れ等の仕入税額控除可能			
	せり売りなど代替発行された請求書による仕入税額控除可能			
税額計算の特例	売上税額の計算の特例	軽減税率対象売上のみ		
	仕入額の計算の特例	軽減税率対象仕入のみなし計算(1年間)	簡易課税	見直し
		簡易課税の事後選択(1年間)		
	検証	検証	検証	

(備考) 1. 財務省HP「消費税の軽減税率制度」より、エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社作成。
 < https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/keigen_00.pdf>(2020年2月26日閲覧)
 2. 消費税のうち地方分を地方消費税と記載している。

(参考3) 我が国の統計調査における消費税の扱い

- 我が国統計調査における売上高等の記入については、①税込、②税抜記入も許容及び③決算値等の売上高等を記入など、統計調査によって対応が異なっていることが指摘されている。
- 「公的統計の整備に関する基本的な計画」(2014(平成26)年3月25日閣議決定。いわゆる「第Ⅱ期基本計画」。)に係る統計委員会審議においても、消費税込と税抜が混在した集計結果の提供は、経済規模の把握に際して支障を及ぼす可能性もあるとの指摘がなされている。このため、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」が策定されるなど、統計調査の集計において、消費税の扱いを統一するような取組が進められている。

統計調査における消費税の取扱いに係る検討経緯

2014年3月25日	第Ⅱ期基本計画	売上高等の集計に係る消費税の取扱い(消費税込み、消費税抜の補正)について、検討の場を設け、早期に結論を得る。
2014年7月～	産業関連統計WG	統計調査における消費税の取扱いについて検討を開始。
2015年5月19日	統計調査における消費税ガイドライン策定	「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」を策定(各府省統計主管課長等会議申合せ)
2017年3月29日	統計調査における消費税ガイドライン改定	消費税率の変更及び軽減税率の導入に対応するため改定を実施。令和元(2019)年10月1日施行。
2018年3月	第Ⅲ期基本計画	上記ガイドラインについて、2019年10月の消費税率変更及び軽減税率実施後に集計時期を迎える調査から順次導入・適用に向けた検討に着手し、引き続き取組の推進・拡大を図る。
2019年8月30日	統計委員会第3回企画部会	ガイドラインの概要・適用状況について説明

統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン(抜粋)

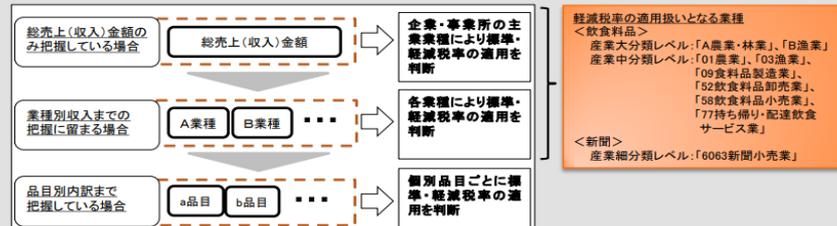
別紙② 改定後のガイドライン

1 税率変更への対応(調査対象期間中に税率変更が行われる場合)

- 1 月次売上高等を把握している場合は、税率変更時点の前後に分けて、それぞれ新旧税率を乗じて補正する。
- 2 月次売上高等を把握していない場合は、年間の売上高を税率変更時点前後の月数によって按分し、それぞれに新旧税率を乗じて補正する。

2 軽減税率導入への対応

1 売上高に関しては、調査で把握しているレベル(品目別・業種別・総売上高)に応じて、軽減税率の適用可否を判断



- 2 費用の売上原価については、現行の補正方法の枠組みを踏襲しつつ、課税対象額に対して乗じる税率は、業種(主業)によって軽減税率か標準税率のどちらかを選択する。(⇒主業業種が産業中分類「52飲食料品卸売業」、「58飲食料品小売業」の場合のみ軽減税率を適用)

(備考) 1. (左図) 各府省統計主管課長等会議申合せ「統計調査における売上高等の集計に係る消費税に関するガイドライン」(平成29年3月29日改定)より、エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社作成。<https://www.soumu.go.jp/main_content/000365494.pdf>(2020年2月26日閲覧)

2. (右図) 統計委員会第3回企画部会(2019年8月30日)「資料1-2 統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドラインについて-ガイドラインの概要・適用状況-(令和元年8月)」より抜粋。<https://www.soumu.go.jp/main_content/000641551.pdf>(2020年2月26日閲覧)

(参考4-1) SUTにおける消費税(付加価値税)の扱い

- 最新の国際基準である2008 SNAでは、購入者価格及び生産者価格に控除可能な付加価値税は含まれず、SUTでは、使用表で表章される「生産・輸入品に課される税(控除)補助金」にのみ付加価値税が含まれる。
- 一方、我が国SNAでは、ベンチマークとなるIOにおける消費税の扱いを踏襲し(※)、購入者価格及び生産者価格ともに付加価値税である消費税が含まれた値が計上されており、使用表における「生産・輸入品に課される税(控除)補助金」には、納付額ベースの消費税(推計値)が記録されている。

※ IOの各取引額は、流通段階での販売・購入価格をそのまま表示する方法をとっている。

諸外国における基本価格、生産者価格及び購入者価格

		運輸マージン		購入者価格
		商業マージン		
		控除不可能な付加価値型税		
インボイスされた付加価値型税を除く、生産に伴い生産物に課される税		生産者価格		
基本価格				
		生産物に対する補助金		生産物に対する補助金

我が国における生産者価格と購入者価格

運輸マージン		購入者価格 (含む消費税)
商業マージン		
生産者価格 (含む消費税)		

(参考4-3-1) 我が国SUTにおける消費税（付加価値税）の記録

我が国SNAにおける供給表（2018年度年次推計（平成30年度）における平成28（2016）年値）

(2016年値 単位:兆円)

経済活動	農林漁業	鉱業	製造業	建設	電気・ガス・水道・廃棄物処理業	建設業	卸売・小売業	運輸・郵便業	宿泊・飲食サービス業	情報通信業	金融・保険業	不動産業	専門・科学技術、業務支援サービス業	公務	教育	保健衛生・社会事業	その他のサービス	国内生産額	輸入	輸入品に課される税	総供給（生産者価格）	運輸・商業マージン	総供給（購入者価格）
財貨・サービス																							
農林漁業	12.9	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	13.0	2.2	0.2	15.4	6.4	21.8
鉱業	0.0	0.7	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	12.5	1.8	15.1	1.5	16.6
製造業	0.4	0.0	288.4	36.4	0.0	0.0	2.4	0.5	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	291.9	50.8	5.6	348.3	98.4	446.7
建設	0.4	0.0	36.5	36.3	0.0	0.0	2.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	39.2	5.2	1.4	45.8	24.8	70.6
電気・ガス・水道業・廃棄物処理業	0.0	0.0	1.1	0.0	31.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.0	0.0	0.0	33.0	0.0	33.0
建設業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	64.3	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	64.5	0.0	0.0	64.5	0.0	64.5
卸売・小売業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	96.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.1	96.9	0.1	0.0	97.0	-95.0	2.1
運輸・郵便業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	43.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	43.1	3.2	0.0	46.3	-13.9	32.4
宿泊・飲食サービス業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0	31.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	32.5	0.2	0.0	32.7	0.0	32.7
情報通信業	0.0	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	50.4	0.1	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0	0.1	51.8	2.1	0.0	54.0	2.4	56.4
金融・保険業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	34.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	34.6	1.3	0.0	35.9	0.0	35.9
不動産業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	76.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	76.2	0.0	0.0	76.2	0.0	76.2
専門・科学技術、業務支援サービス業	0.0	0.0	16.0	0.3	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	1.1	0.0	0.1	58.6	0.0	1.6	0.7	0.3	78.9	6.9	0.0	85.8	0.0	85.8
公務	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	39.1	0.0	0.0	0.0	39.1	0.0	0.0	39.1	0.0	39.1
教育	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	21.8	0.0	0.0	21.9	0.0	0.0	21.9	0.0	21.9
保健衛生・社会事業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	62.5	0.0	69.7	0.0	0.0	69.7	0.0	69.7
その他のサービス	0.0	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0	6.7	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	39.0	47.0	2.1	0.1	49.2	0.2	49.5
小計	13.3	0.8	306.7	36.9	31.9	64.5	113.4	44.2	32.0	51.7	34.7	76.3	59.5	39.1	23.4	63.5	39.7	994.9	81.6	7.7	1,084.2	0.0	1,084.2
(控除)総資本形成に係る消費税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5.7			5.7		5.7
合計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	989.3	81.6	7.7	1,078.5	0.0	1,078.5

消費税額を含む。□非課税品目を一部含む。

(控除)総資本形成に係る消費税

(備考) 内閣府「2018年度次推計（平成30年度）」より作成。

(参考4-3-2) 我が国SUTにおける消費税(付加価値税)の記録

我が国SNAにおける使用表(2018年度年次推計(平成30年度)における平成28(2016)年値)

(2016年値 単位:兆円)

経済活動	農林水産業	鉱業	製造業	電気・ガス・水道・廃棄物処理業	建設業	卸売・小売業	運輸・郵便業	宿泊・飲食サービス業	情報通信業	金融・保険業	不動産業	専門・科学技術、業務支援サービス業	公務	教育	保健衛生・社会事業	その他のサービス	輸入品に課される税・関税	(控除)総資本形成に係る消費税	合計	政府現実最終消費	国内家計現実最終消費	総固定資本形成	在庫変動	輸出	総使用	
財貨・サービス																										
農林水産業	1.8	0.0	9.0	0.0	0.2	1.1	0.0	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.3	0.2			14.7	0.0	6.8	0.2	0.0	0.1	21.8	
鉱業	0.0	0.0	11.6	4.5	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			16.6	0.0	0.0	0.0	-0.1	0.0	16.6	
製造業	3.8	0.2	145.7	2.3	23.8	11.6	4.9	11.1	3.2	1.5	0.4	3.1	2.9	0.9	14.3	6.9			236.5	0.0	100.5	43.2	0.6	65.9	446.7	
電気・ガス・水道業・廃棄物処理業	0.2	0.0	5.6	3.9	0.4	2.4	0.8	1.6	0.6	0.3	0.4	0.5	1.4	0.7	1.2	1.2			21.2	2.8	9.0	9.0	0.0	0.0	33.0	
建設業	0.1	0.0	1.7	1.5	0.1	0.8	0.7	0.1	0.4	0.2	3.3	0.2	0.9	0.4	0.4	0.3			11.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	64.5	
卸売・小売業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			0.5	0.0	0.8	0.8	0.0	0.6	2.1	
運輸・郵便業	0.0	0.0	1.7	0.4	0.6	2.3	4.7	0.6	0.7	1.0	0.1	0.6	1.0	0.3	0.3	0.9			15.3	0.4	12.4	12.4	0.0	4.3	32.4	
宿泊・飲食サービス業	0.0	0.0	2.2	0.3	0.7	1.4	0.5	0.4	0.6	0.6	0.2	0.6	0.3	0.1	0.8	0.5			9.5	0.0	23.1	23.1	0.0	0.1	32.7	
情報通信業	0.1	0.0	2.8	0.6	0.7	4.1	0.7	0.6	8.6	2.2	0.3	5.5	1.3	0.2	0.9	1.3			29.9	0.0	14.6	14.5	0.0	0.7	56.4	
金融・保険業	0.2	0.0	2.0	0.6	0.7	1.9	0.7	0.2	0.3	1.6	6.5	0.5	1.1	0.2	0.5	0.4			17.6	0.0	16.4	16.4	0.0	1.9	35.9	
不動産業	0.0	0.0	0.8	0.2	0.3	2.9	0.9	0.3	1.3	0.5	1.4	0.5	0.1	0.0	1.0	0.8			11.3	0.0	63.9	63.9	0.0	0.0	76.2	
専門・科学技術、業務支援サービス業	0.1	0.1	8.3	1.9	4.7	8.2	2.0	0.8	6.8	3.9	2.1	6.5	2.6	0.6	2.9	2.0			53.4	1.4	1.9	1.5	0.3	7.7	85.8	
公務	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8			1.2	35.5	2.4	1.2	0.0	0.0	39.1	
教育	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0			0.7	0.7	20.4	6.4	2.4	0.0	21.9	
保健衛生・社会事業	0.0	0.0	0.2	0.0	0.1	0.3	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	1.7	0.1			2.7	0.6	66.4	11.4	3.7	0.0	69.7	
その他のサービス	0.5	0.1	3.9	1.7	1.8	1.7	1.3	0.5	1.7	0.5	0.4	1.5	0.8	0.4	1.3	1.3			19.4	0.2	25.8	23.8	1.5	4.1	49.5	
小計	6.8	0.5	195.7	18.0	34.6	39.4	17.2	18.4	24.9	12.4	15.1	19.7	12.4	4.0	25.7	16.8			461.5	41.7	364.4	130.6	0.5	85.4	1,084.2	
(控除)総資本形成に係る消費税																						5.6	0.0		5.7	
合計	6.8	0.5	195.7	18.0	34.6	39.4	17.2	18.4	24.9	12.4	15.1	19.7	12.4	4.0	25.7	16.8			461.5	41.7	364.4	125.0	0.5	85.4	1,078.5	
固定資本減耗	2.0	0.2	30.9	7.5	2.3	7.7	7.2	1.6	5.5	2.4	21.5	7.5	10.4	4.3	4.8	4.1			119.8							
生産・輸入品に課される税(控除)補助金	-0.1	0.1	13.9	1.2	2.1	7.4	2.6	1.3	2.0	0.3	3.6	3.0	0.1	0.1	-0.1	2.5	7.7	5.7	41.9							
雇用人報酬	2.4	0.2	51.1	3.3	20.7	41.9	18.8	5.2	12.0	11.1	4.2	24.5	16.2	14.7	28.9	15.0			270.3							
営業余剰・混合所得(純)	2.2	-0.1	15.1	2.0	4.8	17.1	-1.5	5.6	7.3	8.5	31.9	4.9	0.0	0.3	4.1	1.3			103.4							
付加価値合計	6.5	0.3	111.0	14.0	29.9	74.1	27.0	13.7	26.9	22.3	61.2	39.9	26.7	19.4	37.8	22.9	7.7	5.7	535.4							
産出額	13.3	0.8	306.7	31.9	64.5	113.4	44.2	32.0	51.7	34.7	76.3	59.5	39.1	23.4	63.5	39.7	7.7	5.7	996.9							

消費税額を含む。(非課税品目を一部含む。)

消費税納付額ベース(推計値)

(控除)総資本形成に係る消費税

(備考) 内閣府「2018年度次推計(平成30年度)」より作成。